

令和6年10月31日招集

10月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和6年度10月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年10月31日(木) 午後3時30分から午後4時07分

2 開催場所 新潟グランドホテル3階 悠久の間

3 出席委員 (34人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三		6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (2名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第41号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第42号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第43号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第44号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第45号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 靄巻和仁

南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
農地係主査 嶋倉明彦

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度10月定例総会を開会いたします。</p>
<p>15:30</p>	<p>5番 田中さとみ委員、24番 吉田浩委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、21番 間宮一委員、22番 草野伸一委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第45号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第41号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第42号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p>

	<p>はじめに、本日取下げの案件がありましたので、地区別審議件数及び正誤表を机上配布させていただきました。お手数でもご確認をお願いいたします。</p> <p>内容につきましては、</p> <p>西区の案件で、5条許可申請1件の取下げがあったものです。</p> <p>それでは、本日配布いたしました議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第45号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で1件、中央地区で2件、秋葉区で2件、南区で1件、西蒲区で8件の計14件です。</p> <p>次に議案第41号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、秋葉区で1件、西区で1件の計3件です。</p> <p>次に議案第42号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で3件、秋葉区で2件、西区で6件、西蒲区で2件の計14件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は31件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p> <p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の2件は、去る10月29日に審査を行いました。</p> <p>最初に、議案第45号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第42号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、売買により、露天駐車場に転用するものです。農地区分は第2種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響</p>
--	---

議 長

北区部会長

<p>議 長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に中央区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の6件は、去る10月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第45号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中2号」は、いずれも、譲り渡し人からの要望を受け、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第41号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、将来設計を考え、農家住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第42号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中3号」は使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に、</p> <p>「中2号」は、同じく使用貸借権を設定し、農家住宅建築敷地に、いずれも将来設計を考え転用するものです。</p> <p>「中1号」から「中3号」まで、いずれも、農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、第4条許可申請1件、第5条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。</p>
---------------------------	---

<p>議 長</p>	<p>中央地区部会の報告は以上です。</p>
<p>秋葉区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。 それではご報告させていただきます。 秋葉区部会は議案記載の5件を、29日に審査いたしました。 議案第45号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。 議案書4ページをご覧ください。 「秋1号」は譲渡人の申し出により隣接耕作者へ贈与するものです。 「秋2号」は譲渡人の申し出により賃借権を設定するものです。 続いて、議案第41号 農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。 議案書9ページをご覧ください。 「秋1号」は3種農地に露天駐車場敷地として申請したものです。 続いて、議案第42号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。 議案書13ページをご覧ください。 「秋1号」は3種農地に道路敷地として申請したものです。 「秋2号」は2種農地に個人住宅建築敷地として申請したものです。 以上5件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。 秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。 それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は1件で、去る10月29日に審査を行いました。 議案第45号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書の5ページをご覧ください。</p>

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>「南 1 号」は、共有名義になっている農地を耕作者の単独所有とするため、共有者が持分を耕作者に贈与するものです。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 1 件について、問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>10 月 29 日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の 10 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 41 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西 1 号」は、自己の所有農地を露天堆肥置場に転用するものです。</p> <p>生産コストの削減を図るため、堆肥を自家生産して保管する場所が必要となり、申請に至りました。</p> <p>農地区分は農振農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途に供するための転用に該当します。</p> <p>次に、14 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 42 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西 1 号」は、賃貸借により、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>食品等販売業者が、従業員用の露天駐車場敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第 3 種農地です。</p> <p>「西 2 号」は賃貸借により、水道工事の仮設現場事務所および車両置場敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は農振農用地ですが、3 年以内の一時転用に該当します。</p> <p>「西 3 号」は使用貸借により、農家住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は第 3 種農地です。</p> <p>「西 4 号」は使用貸借により、露天駐車場および資材置場敷地に転用するものです。</p>
-------------------------	--

<p>議長</p>	<p>農地区分は第1種農地ですが、その地域に住む者の生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの、に該当します。</p> <p>「西5号」および「西6号」は、売買により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>以上、農地法第4条許可申請1件、5条許可申請6件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>西蒲区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の10件は、去る10月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第45号 農地法第3条許可申請についてです。議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」及び、「蒲2号」は、以前から耕作していた譲受人へ、売買によって所有権移転するものです。</p> <p>「蒲3号」から「蒲6号」は、譲受人の規模拡大のため、売買及び贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲7号」及び、「蒲8号」は、お互いに農地の効率的な利用を図るため、所有権を交換するものです。</p> <p>次に、議案第42号 農地法第5条許可申請についてです。議案書16ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は贈与により、「蒲2号」は使用貸借により、それぞれ個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>どちらも、現在の住まいが手狭になったため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、「蒲1号」が第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>「蒲2号」は第3種農地です。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請8件、及び農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p>

	<p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第41号 10ページ「西1号」の農用地に露天推肥置場の説明の中で指定された背景と意味をもう少し詳しく聞きたいのでよろしくをお願いします。</p>
<p>西区事務所 佐藤</p>	<p>西区事務所の佐藤でございます。申請地の農地区分は農振農用地でございますけれど、すでに農振の用途変更を済ませておりました、農業用施設として農用地利用計画に指定された用途に供するものでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでよろしいですか。</p>
<p>平野委員</p>	<p>コンクリート敷きにするまで、どれくらい前から準備をされてどういう手続きをされたか、経緯を詳しく教えてください。また、そこに推肥を作るための構造物とするコンクリートがありますが、そのほかに構造物を建築する予定もあるのでしょうか、合わせてお願いします。</p>
<p>西区事務所 佐藤</p>	<p>西区事務所佐藤でございます。8月に西区農政商工課から当部会に西区農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会があり、西区部会で審議した結果、問題ないと判断いたしました。その後、9月に用途変更が完了したことから、今月の4条許可が申請されたものです。</p> <p>二点目のその他の構造物があるかということですが、構造物はございません。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから造るのかどうかということでしたが。</p>
<p>西区事務所 佐藤</p>	<p>造る計画はございません。</p>
<p>平野委員</p>	<p>わかりました。コンクリート敷きにするまでの手続きが知りたいです。</p>

<p>西区事務所 星</p>	<p>西区事務所の星と申します。本案件については、今年の5月に農地転用の相談があり、農振の用途変更と合わせて手続きを進めておりました。8月に西区農政商工課から西区農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会があり、同月の西区部会で審議の結果、用途変更については意見なしとして回答したものです。9月に用途変更が完了し、今月の4条許可が申請され、露天堆肥置場としてご審議いただいているものです。</p>
<p>平野委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご質問、ご意見はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第45号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書8ページ、議案第41号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書11ページ、議案第42号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

711, 677㎡です。

詳細につきましては1枚めくっていただいて、32ページから48ページのとおりです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、49ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和6年11月15日からとなります。

引き続き、議案第44号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして1ページ、未相続農地について、相続人の過半の同意が得られず、相続人が一人でも判明している場合に権利設定を行う「共有者不明農用地等」に関する手続きとなります。

中間管理機構から農業委員会に不確知共有者の探索の要請があったため、探索の範囲とされる配偶者と子を確認し、判明した相続人に対して同意の確認を行いました。なおも過半の同意には満たないため、2か月間の共有者不明農用地等に係る公示を行いました。

その結果、異議の申し出がなかったことから、その旨を中間管理機構に通知のうえ、促進計画により権利設定を行うものです。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から10月7日付けで意見聴取の依頼を受けているところであります。

計画案に対してご意見等がなければ、定例総会において意見なしと決定し、その旨を市に対して回答します。

促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和6年12月27日からとなります。

以上で説明を終わります。

議 長	<p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第43号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、別冊1の議案第43号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>次に、別冊2の議案第44号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>

<p>議 長 終了時間 16:07</p>	<p>(発言なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和6年度10月定例総会を閉会いたします。</p>
-------------------------------	--

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
